

「(仮称) 白石鉢森山風力発電事業 計画段階環境配慮書」に対する技術審査会答申(案)の形成

答 申 案	技術審査会からの指摘・質問事項	備 考
<p>【1 全般的事項】</p> <p>(1) 事業実施想定区域内の一部には、優れた自然の風景地として保護されている蔵王高原県立自然公園や流域保全上重要な森林である保安林が存在しており、また、当該区域には、多数の住居が近接している。</p> <p>このことから、事業計画の具体化に当たっては、周辺の自然環境や生活環境に配慮すること。また、対象事業実施区域については、法令等の規制により事業ができない区域と環境配慮により選定した区域を明確に区別し、その選定の経緯を方法書に記載すること。</p>	<p>② 対象事業実施区域の絞り込みに当たって、法令等の規制から風車の建設ができない場所については、環境配慮の観点と区別すること。その上で、当該区域の絞り込みの過程等における環境配慮について、明快に方法書に記載すること。</p>	<p>【平野委員】</p>
<p>(2) 対象事業実施区域の選定に当たっては、資材輸送、林道拡幅及び風車の設置等による動植物への影響や温室効果ガスの排出等、全体としての環境負荷の低減に最大限配慮すること。</p>	<p>③ 事業実施想定区域を設定するに当たっては、資材輸送ルートや林道拡幅量、設置基数等による温室効果ガスの排出や森林伐採等、全体としての環境負荷に配慮し比較評価した根拠を示すこと。</p> <p>④ 資材の輸送に関しては、環境負荷の低いルートを検討すること。</p>	<p>【山本会長】</p>
<p>(3) 本事業との累積的な環境影響が懸念される他の風力発電事業等については、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や当該事業者との情報交換等に努め、累積的な環境影響について適切な予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備等の位置、規模、配置及び構造を検討すること。</p>	<p>① 事業実施想定区域周辺では、他事業者においても風力発電事業が計画されていることから、騒音、動植物、景観等への累積的影響を考慮する上でも、事前に他の事業者と調整を行っていただきたい。</p>	<p>【平野委員】</p> <p>【由井委員】</p>
<p>(4) 事業実施想定区域周辺の地域住民、地元自治体及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら事業を進めること。</p>	<p>(審査会の意見として述べる、環境影響評価を進めるに当たって事業者が配慮すべき基本的項目。)</p>	<p>【山本会長】</p>
<p>【2 個別事項】</p> <p>(1) 地形及び地質</p> <p>イ 国土交通省ハザードマップポータルサイト等で、土石流危険渓流及び土砂災害警戒区域（土石流）に指定された渓流の流域をそれぞれ把握し、事業実施に伴う改変が周辺の土砂災害発生を誘発する可能性について調査、予測し、重大な影響の有無について評価した上で方法書を作成するとともに、必要に応じて、事業実施想定区域の見直しを検討すること。</p>	<p>⑤ 事業実施想定区域の周辺には、土砂災害危険箇所（土石流の氾濫域）及び土砂災害警戒区域（土石流）に指定された区域が多数存在しており、事業実施に伴う改変が土石流の発生を誘発する可能性があることから、事業実施区域の選定に当たっては、国土交通省ハザードマップポータルサイト等で土石流危険渓流及び土砂災害警戒区域（土石流）に指定された渓流の流域を把握した上で、それらの流域を避けるよう配慮すること。</p>	<p>【伊藤委員】</p>

<p>ロ 対象事業実施区域の選定に当たっては、地震ハザードステーションサイト等で地すべり地を把握した上で、それらの区域と地すべり危険箇所を避けるよう配慮すること。</p>	<p>⑥ 地震ハザードステーションサイト等で地すべり地を把握した上で、それらの区域を避けて対象事業実施区域を選定するよう配慮すること。</p>	<p>【伊藤委員】</p>
<p>(2) 植物 重要な植物群落が事業実施想定区域に隣接して存在しており、これらの植物群落は、近傍の土地を改変した場合には間接的な影響が生じる可能性があることから、その影響について、方法書以降の図書で調査、予測及び評価すること。</p>	<p>⑦ 重要な植物群落が事業実施想定区域に隣接しており、これらの植物は、生息する土地を直接改変しない場合でも、近傍の土地を改変した場合には間接的な影響が生じる可能性があることから、その影響について、方法書以降の図書で調査、予測及び評価すること。</p>	<p>【野口委員】</p>
<p>(3) 景観 鉄塔の見え方に関する基準を適用した場合は、風車の稼働による景観への影響が過小評価となることを考慮し、主要な眺望点からの視野角が1度未満であっても、風車の稼働による誘目性を踏まえて、適切に予測、評価すること。 なお、景観の予測、評価に当たっては、フォトモンタージュ法のほか、風車の稼働による誘目性を適切に把握するため、必要に応じて、動画による手法を設定すること。</p>	<p>⑧ 鉄塔の見え方に関する基準を適用した場合は、風車の稼働による景観への影響が過小な評価となることを考慮し、主要な眺望点からの視野角が1度未満であっても、風車の稼働による誘目性を踏まえて、適切に予測、評価を行うこと。 ⑨ 風車の稼働による景観への影響を評価するに当たっては、必要に応じて、動画の作成を検討すること。</p>	<p>【平野委員】</p>